

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	市税に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

加賀市は、市税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	-
------	---

## 評価実施機関名

加賀市長

## 公表日

平成30年10月12日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	市税に関する事務
②事務の概要	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）別表第一の16の項より、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令では、地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む）に関する事務と定められている。</p> <p>1. 評価対象事務の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納税義務者等からの申告及び届出等又は調査による課税資料の収集等を行い税額算定を行う（個人市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税）</li> <li>・課税要件が成立した租税債権の内容を確定し税額を決定し、本人あて通知する</li> <li>・賦課内容、税額の更正、決定若しくは賦課決定を行い、本人あて通知する</li> <li>・減免申請により審査し減免決定を行い、本人あて通知する</li> <li>・滞納者に対し督促状等の発送や滞納整理を行う</li> <li>・課税及び収納情報による過不足金等の情報を管理する</li> <li>・過不足金に係る還付・充当処理を行う</li> <li>・納税義務者からの交付申請により納税証明書等を発行する</li> </ul> <p>番号法の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <p>2. 特定個人情報ファイルを取扱う事務</p> <p>(1)賦課事務</p> <p>①申告・届出受付事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申告書等を受け付ける際に本人確認を行う</li> <li>・必要に応じて課税資料の内容について調査・照会し取得する</li> </ul> <p>②課税決定事務・個人市・県民税に係る各種課税資料をチェックした後、合算し課税計算を行い、合算チェックリストにより内容をチェックする</p> <p>③納税通知書等発送事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税額の決定、更正、減免等を行った場合、本人あて通知する</li> <li>・個人市・県民税に係る住登外課税を行った場合、地方税法第294条第3項により該当市町村へ通知する</li> </ul> <p>(2)徴収事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・滞納者に関する情報を調査・照会する</li> <li>・申請等の記載内容を確認する</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・番号連携システムにおける事務の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う（番号連携システム要件）</li> <li>・番号法別表第二に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する（番号連携システム、中間サーバー要件）</li> <li>・番号法別表第二に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する（番号連携システム、中間サーバー要件）</li> </ul>
③システムの名称	宛名管理システム、固定資産税システム、個人住民税システム、軽自動車税システム、納組口座システム、収納管理システム、総合賦課照会・滞納管理システム、確定申告システム、eLTAXシステム、国税連携システム、番号連携システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名管理情報ファイル、固定資産税情報ファイル、個人住民税情報ファイル、軽自動車税情報ファイル、納組口座情報ファイル、収納管理情報ファイル、滞納管理情報ファイル、確定申告情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の第16の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の第27の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部税料金課
②所属長の役職名	税料金課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 〒922-8622 石川県加賀市大聖寺南町二41番地 電話番号 0761-72-7801
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民生活部税料金課 〒922-8622 石川県加賀市大聖寺南町二41番地 電話番号 0761-72-7814

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

